



| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取 組 状 況 等   | 反映<br>区分                       | 担 当 部 課        |
|----------|--|---|--------------------------------|----------------|
| 2        | <p><b>【公園の名称変更について】</b><br/>錦西町内会</p> <p>標記の件について昨年度要望し、「(前略)、関係機<br/>関などと慎重に検討してまいります。」との回答を得てい<br/>ます。<br/>その後の検討経緯と到達点をご回答ください。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>その後の検討経緯につきましては、公園名と住所が<br/>一致しない市内の公園について調査を行ったほか、公<br/>園名が変更された場合の課題抽出や、想定される園名<br/>板等の改修費用などについて検討しております。<br/>公園の名称変更につきましては、例えばネーミングラ<br/>イツのように愛称として地域の方々に親しまれる公園名<br/>とすることも含め、町内会と意見交換をさせていただき<br/>ながら対応してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/><u>愛称による公園名の変更について、再度、町内会で<br/>御検討していただいた結果、町内会としては、町名の変<br/>更に伴って公園名まで変更する必要は無いという結論<br/>に至ったと伺っております。</u></p> | B<br><br><br><br><br><br><br>A | 都市建設部<br>緑地公園課 |

| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取 組 状 況 等   | 反映<br>区分          | 担 当 部 課                |
|----------|--|---|-------------------|------------------------|
| 3        | <p><b>【小学生の通学路の交通安全確保のための「手押し信号機の設置」について】</b><br/>錦西町内会</p> <p>明德小学校と錦岡小学校の統合により、今年度から当錦西町内会地域の小学生は、錦岡小学校へ通学することになりました。</p> <p>この小学校の統合の決定時より、関係機関の要請により、小学校、同PTA、町内会の三者合同で通学路の安全点検調査を行い、危険箇所への「手押し信号機設置」を要請したところです。</p> <p>今年四月に入り(新型コロナウイルス感染問題のため臨時休校の日がありました)新通学路による登下校が始まりましたが、信号機の設置がなく、危険な目に遭いながら通学している状況です。一刻も早く、信号機の設置を要望いたします。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>手押し式信号機設置に関しては、北海道公安委員会の管轄になります。</p> <p>御要望の箇所の手押し式信号機設置の可能性について苫小牧警察署との協議では、現在、北海道警察本部において信号機の設置の在り方について検討が進められており、新設による設置のほか、移設、更新を含め、北海道内で毎年20基程度の整備にとどまっている状況を考えると、早期の設置については難しい状況と報告を受けているところでございます。</p> <p>統廃合による、新たな通学路の安全対策としては、地域町内会と協議し、通行車両等に対する注意喚起看板の設置など速やかに対応をしまいたいと考えております。</p> <p>なお、地域から要望があります錦西中央通線と道道苫小牧環状線と交差する丁字路につきましては、道道側に押しボタン式信号機が設置されおりましたが、信号機の改善として、定周期式信号機で継続して要望しております。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/><u>令和3年3月中に苫小牧警察署へ要望書を提出してまいります。</u></p> | <p>B</p> <p>B</p> | <p>市民生活部<br/>市民生活課</p> |

| 要望<br>番号 | 要望事項  | 取組状況等   | 反映<br>区分          | 担当部課  |
|----------|---|---|-------------------|---|
| 4        | <p><b>【外灯の設置について】</b><br/>もえぎ町町内会</p> <p>もえぎ町1丁目から2丁目の境目の道路が暗く、小さい子供もおり、出来れば外灯設置とか何とか明るくしてほしいと要望がありました。ご検討願います。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>御要望の区間につきましては、北側に4基道路照明灯が設置されております。南側の歩道に外灯を設置するには環境が整っていないため、早急に対応することは難しいものと考えております。<br/>         今後は、町内会の御意見を伺いながら、明るさの変更など対応を検討してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/> <u>照明灯は、令和2年9月上旬に、既設照明ランプをナトリウムランプからLEDランプに交換し、照明灯2基の明るさを変更しました。</u></p> | <p>B</p> <p>A</p> | <p>市民生活部<br/>市民生活課</p> <p>都市建設部<br/>道路維持課</p> |

| 要望<br>番号 | 要望事項   | 取組状況等  | 反映<br>区分                   | 担当部課  |
|----------|--|--|----------------------------|---|
| 5        | <p><b>【町内会住宅地との隣接地における砂利採取事業について】</b><br/>すずらん町内会</p> <p>現在、すずらん町内会(北星町1丁目)に隣接する山側の区域内において、砂利採取事業者による砂利採取事業が行われております。</p> <p>同事業が行われている区域は、町内会北側に位置する遊歩道を挟んだ住宅地に隣接する市街化調整区域にあり、平成27年度から単年度ごとの事業計画申請により道の許可を得て毎年行われており、今年度も同様の許可を得て行われています。</p> <p>この事業が始まった当初から、付近住民からは、作業現場に出入りする大型車両(ダンプ)の荷台あおりを叩く音や作業用重機による「騒音」や「振動」、採取現場からの「砂塵飛散」等のほか、掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」の不安など、生活環境の変化に悩まされ続けております。</p> <p>同事業計画については、事業者と町内会の間で、「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」等に基づく「砂利採取事業に関する災害防止協定」を結んでおり、協定の中で「騒音」や「振動」、「砂塵」等防止に関しては、作業等時間の厳守、採取現場における危険防止以外にダンプの荷台あおりを叩くことを必要最小限に留めること、作業用重機やダンプの低速度移動による振動の低減、採取現場での散水による砂塵飛散防止、塀を高く設置したりなどの措置を講じるとしており、協定締結前に、地域住民にも同様の説明をしております。</p> <p>しかし、採取現場に一番近い付近の一部住民は、事業者が示したこれらの防止措置だけでも問題が解決されていないとして、市の環境保全課等にも相談し、また、町内会に対しても、事業を中止させてもらいたいとの声が寄せられています。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ)</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b></p> <p>1 砂利採取事業は北海道が認可する事業であり、北海道胆振総合振興局から「大一産業有限会社は、当地で数年にわたる砂利の採取を予定しているが、陸砂利の砂利採取計画上の認可期間は1年以内で認可することとなり、申請の都度、要件を確認した上で、認可の適否を判断している。」と伺っております。</p> <p>現在、市街化調整区域・市街化区域問わず採取計画申請が提出されたものを、北海道が審査した上で認可し採取事業が行われております。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p> <p>2 認可権者である北海道から「同意・了承までは求めていない。」と伺っております。</p> <p>市としましては、周辺住民に不安を与えないよう丁寧な説明をするよう採取事業に対して条件を付しておりますので、条件が確実に実行されるよう北海道に指導を強く求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)</p> <p>3 認可権者の北海道から「大一産業有限会社は、認可前に戸別訪問により周知を行っている。地域住民説明会を実施するかどうかは、採取計画の認可の条件ではないため。」と伺っております。</p> <p>市としましては周辺地域への環境影響や、周辺住民に不安を与えないよう、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は誠意をもって対応するよう採取事業に対して条件を付しておりますので、条件が確実に実行されるよう北海道に指導を強く求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(道路維持課)<br/>(次ページへ)</p> | <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> | <p>都市建設部<br/>道路維持課</p> <p>環境衛生部<br/>環境生活課<br/>環境保全課</p> |

| 要望番号 | 要望事項  | 取組状況等  | 反映区分                       | 担当部課 |
|------|---|--|----------------------------|------|
|      | <p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっております。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっております。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について</p> <p>2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らしめる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めているのか</p> <p>3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について</p> <p>4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか</p> <p>5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p>(次ページへ)</p> | <p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまでも地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「作業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p>(環境保全課)<br/>(次ページへ)</p> | <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> |      |

| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取 組 状 況 等   | 反映<br>区分                   | 担 当 部 課 |
|----------|--|---|----------------------------|---------|
|          | <p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <p>○苫小牧市自然環境保全条例<br/>開発行為許可標識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為 着手 平成27年6月7日<br/>完了 令和3年3月31日</li> <li>・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根</li> </ul> | <p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。<br/>(環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。<br/>市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。<br/>(道路維持課)</p> <p>9 苫小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。<br/>当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。<br/>(環境生活課)<br/>(次ページへ)</p> | <p>B</p> <p>B</p> <p>E</p> |         |

| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取 組 状 況 等  | 反映<br>区分   | 担 当 部 課        |
|----------|--|--|------------|----------------|
|          |  | <p>(前ページより)<br/> <b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/> 3 令和2年11月18日 すずらん町内会、砂利採取事業者、認可権者である北海道、苫小牧市が参加し意見交換会が実施されました。<br/> <u>今後の砂利採取事業計画につきましては、町内会より集会での周知を要望されており、砂利採取事業者に、住民説明会を実施するよう求めてまいります。</u><br/> (道路維持課)</p>   | B          |                |
| 6        | <p><b>【飼い犬の散歩と糞の始末】</b><br/> <b>明德四丁目町内会</b></p> <p>一昨年から毎日のように大型犬を連れて、当団地内を道路を散歩に来る人が居て、朝決まった場所に到着し、脱糞させ終わったら褒美の餌を与えたのち、ビニール袋で糞を掴み取り、それを、いつものように草原に投げつけて帰路につきます。昨年立てて頂いた「犬や猫の糞尿禁止」の看板のすぐそばです。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/> 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/> 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3<br/> 後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</p> | B<br><br>B | 環境衛生部<br>環境生活課 |



| 要望<br>番号 | 要 望 事 項  | 取 組 状 況 等   | 反映<br>区分           | 担 当 部 課        |
|----------|--|---|--------------------|----------------|
| 7        | <p><b>【飼い犬の散歩と糞の始末(その2)】</b><br/><b>明德四丁目町内会</b></p> <p>決まったように、大型犬を連れて来て決まった場所の道路際に放糞させ、それを拾うことなく立ち去って行くのを見ます。</p> <p>他にも犬を連れた散歩者がいますが、近隣の町内から来ていると思われるので、各町内会で、この事例を発表して、注意を促してほしいと思います。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3<br/>後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</p> | B<br><br><br><br>B | 環境衛生部<br>環境生活課 |

| 要望<br>番号 | 要望事項  | 取組状況等   | 反映<br>区分 | 担当部課           |
|----------|---|---|----------|----------------|
| 8        | <p><b>【横断歩道の設置について】</b><br/><b>美原町内会</b></p> <p>ときわスケートセンター付近の交差点の北側及び美原町1丁目と3丁目とのときわ中央通を横断する横断歩道と信号機の設置について、美原町からときわ町側のときわスケートセンターに行く児童生徒や病院、ショッピングセンター等に通う住民、ときわ町側から美原町のゲートボール場に通う住民は、信号機のない道路を横断せざるを得ない状態となっています。</p> <p>また、美原町1丁目及び3丁目はここ3～4年建設ラッシュが続いていますが、この両町の間のごときわ中央通を横断する歩道は錦岡東1条通の交差点1か所しかないため、両町間の往來に不便をきたしております。</p> <p>さらには、今年度から市の第二学校給食共同調理場及びこれに隣接し特別養護老人ホームが建設されており、完成後は更なる交通量の増加が予想されます。</p> <p>こうした実情から、上記2か所に横断歩道及び信号機を設置されるよう、警察署に要望されますようお願いいたします。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>ときわスケートセンター西側交差点への横断歩道設置につきましては、7月1日に、北海道警察本部による現地調査が実施され、継続的な協議が進められていると報告を受けているところでございますので、動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>また、錦岡東1条線の横断歩道及び信号機の設置につきましては、市として要望を継続しているところでございますが、現在、北海道警察本部において信号機の設置の在り方について検討が進められており、新設による設置のほか、移設、更新を含め、北海道内で毎年20基程度の整備にとどまっている状況を考えると、早期の設置については難しい状況と報告を受けているところでございます。</p> <p>しかし、第二学校給食共同調理場建設や特別養護老人ホームの建設など、地域の環境の変化に伴う交通量の増加が想定されますことから、今後も、粘り強く要望してまいります。</p> <p>あわせて、国や北海道に対し、交通安全施設整備に対する財源の確保を市の重点要望として継続して要望してまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/>ときわスケートセンター西側交差点につきましては、令和2年11月27日に、横断歩道、歩行者用灯器が設置されました。</p> <p>なお、錦岡東1条線の横断歩道及び信号機の設置につきましては、令和3年3月中に苫小牧警察署へ要望書を提出してまいります。</p> | B        | 市民生活部<br>市民生活課 |

| 要望<br>番号 | 要 望 事 項   | 取 組 状 況 等   | 反映<br>区分          | 担 当 部 課                                       |
|----------|---|---|-------------------|---|
| 9        | <p><b>【市道の舗装について】</b><br/>美原町内会</p> <p>美原町1丁目9番と16番間の市道整備について、美原町はここ3～4年新築ラッシュが続いていますが、特に1丁目が顕著となり交通量も増加しております。</p> <p>上記路線については、現在砂利道となり地域住民から早急な整備が要望されています。</p> <p>こうした状況から早急に舗装工事を実施されますようお願いいたします。</p> | <p><b>【ミーティング開催時回答】</b><br/>舗装工事の実施につきまして、今年度は御要望の南側(8番地と9番地の間)の舗装新設整備を進めております。</p> <p>現時点におきましては、御要望の路線の北側は住宅等が建設されておらず、空き地であることから、路線の両側に住宅が立地している路線を優先して整備を進めておりますが、住環境向上のため、可能な限り早期の防塵舗装対策に努めてまいります。</p> <p><b>【令和3年3月末時点回答】</b><br/><u>御要望箇所につきましては、住環境向上のため、今年から防塵舗装対策を進めてまいります。</u></p> | <p>B</p> <p>A</p> | <p>都市建設部<br/>道路河川課</p> <p>都市建設部<br/>道路維持課</p> |